

知立市
ユニバーサルデザイン推進計画
重点整備地区整備計画

最終年評価報告書

平成31年2月

知立市

目 次

はじめに.....	1
1 ユニバーサルデザイン推進計画・重点整備地区整備計画の概要.....	2
1-1 計画の位置づけと役割.....	2
1-2 計画の期間.....	4
1-3 計画の対象.....	4
1-4 計画の理念・目標・施策体系.....	5
1-5 計画の推進体制.....	6
2 ユニバーサルデザイン推進計画の最終年評価について.....	7
2-1 最終年評価の方法.....	7

はじめに

本市では、誰にでもやさしいまちづくりをめざすため、平成 20 年度に「知立市ユニバーサルデザイン基本計画」を策定し、具体的な取り組みを「知立市ユニバーサルデザイン推進計画・重点整備地区整備計画」において示しています。

これらの計画は、平成 30 年度が計画の最終年度となっています。中間年までの評価は既に公表しておりますので、この報告書では、中間年から最終年までの事業や施策について評価し、今後の課題・展望について取りまとめ、公表します。

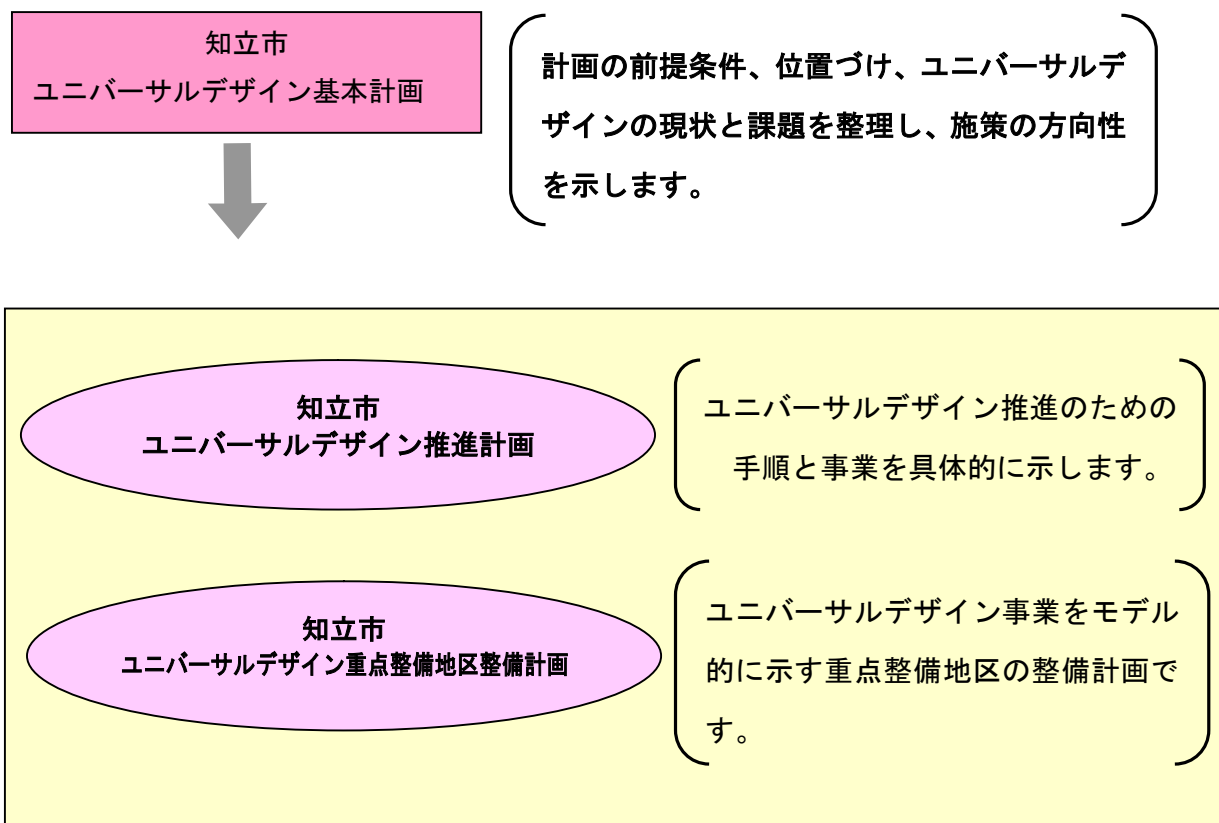
今後もより多くの市民の皆さんにユニバーサルデザインに関心をもってもらえるよう各種事業や施策に取り組んでいきたいと思っておりますので、皆様のご協力をお願いいたします。

1 ユニバーサルデザイン推進計画・重点整備地区整備計画の概要

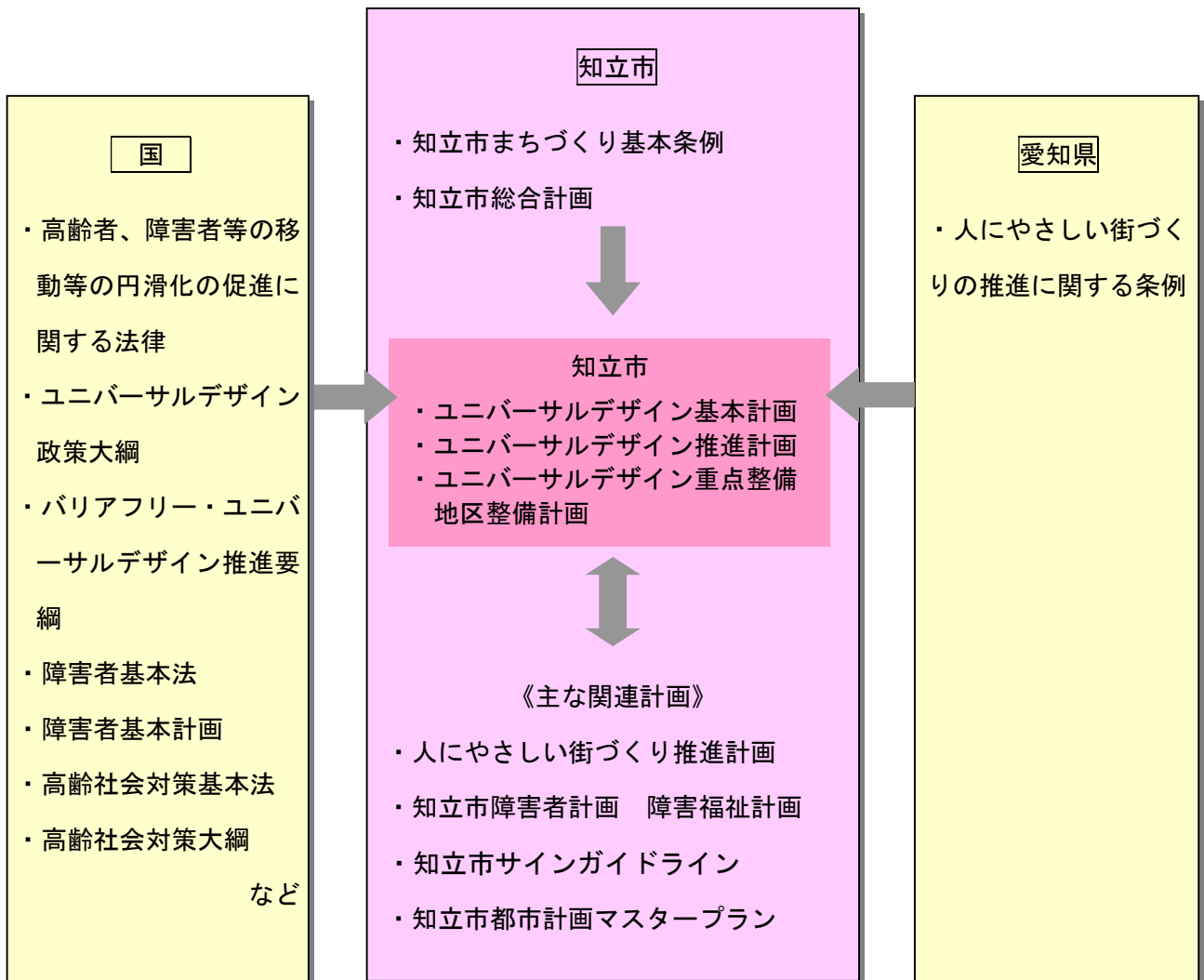
1-1 計画の位置づけと役割

ユニバーサルデザイン推進計画は、平成20年8月に策定された「知立市ユニバーサルデザイン基本計画」を受け、知立市におけるユニバーサルデザイン推進のための手順と事業を、さらに具体的に示すものです。

また重点整備地区整備計画は、「知立市ユニバーサルデザイン基本計画」で定められた重点整備地区において、モデル的に整備を図る事業の方向性を示すものです。

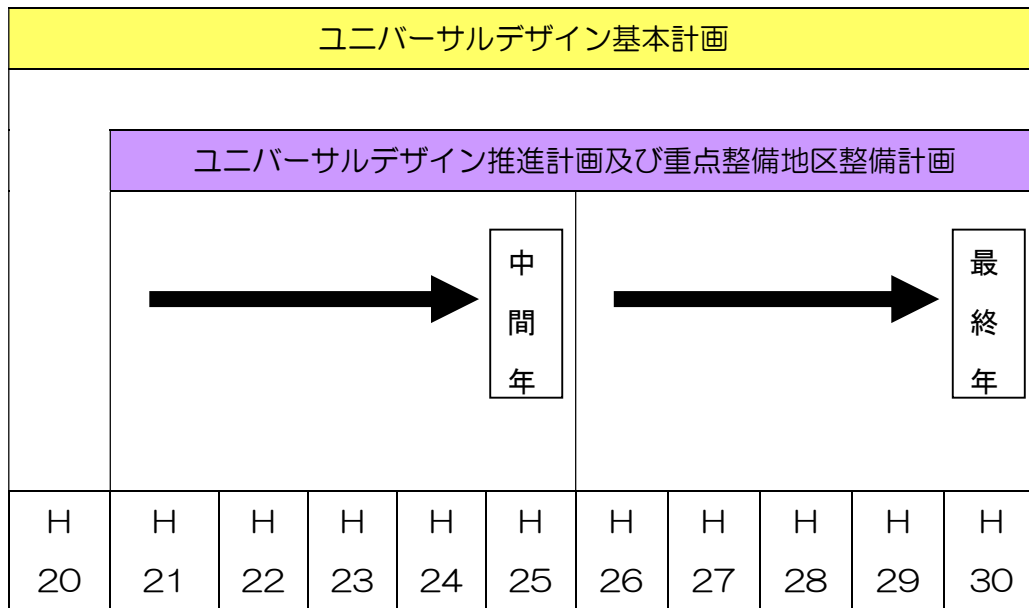


本計画に関連する、国、県及び市の法制度や上位関連計画は下図のとおりです。



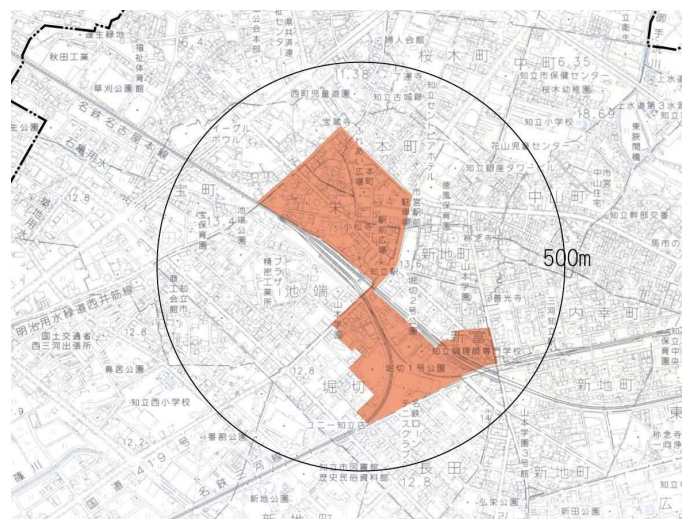
1-2 計画の期間

計画の期間は、平成30年度までの10か年となっています。また、平成25年度を中間年、平成30年度を最終年として施策の各論を示しています。



1-3 計画の対象


計画の対象は、行政区域全域となっています。またモデル的に整備を図る地区として、重点整備地区を以下のように定めています。



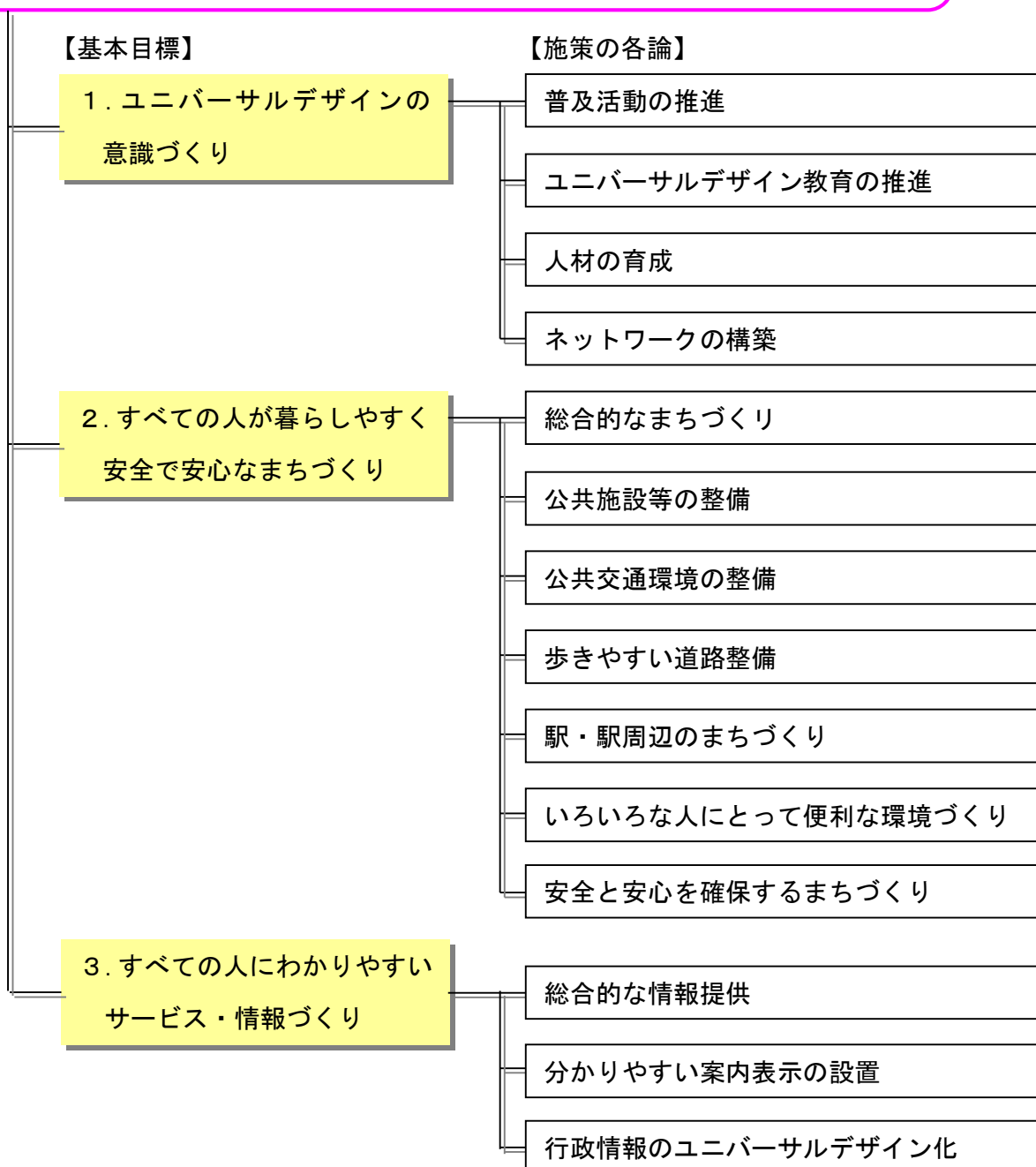
重点整備地区（知立駅を中心に半径500m）

1-4 計画の理念・目標・施策体系

知立市ユニバーサルデザイン基本計画の理念、目標、施策は、以下の体系となっています。推進計画では、施策の各論について、中間年までと最終年までの事業目標を具体的に示しています。また重点整備地区整備計画は、施設ごとに、整備の方向性と留意点を示しています。

【基本理念】 『 思いやりのカタチ  魅力ある知立 』

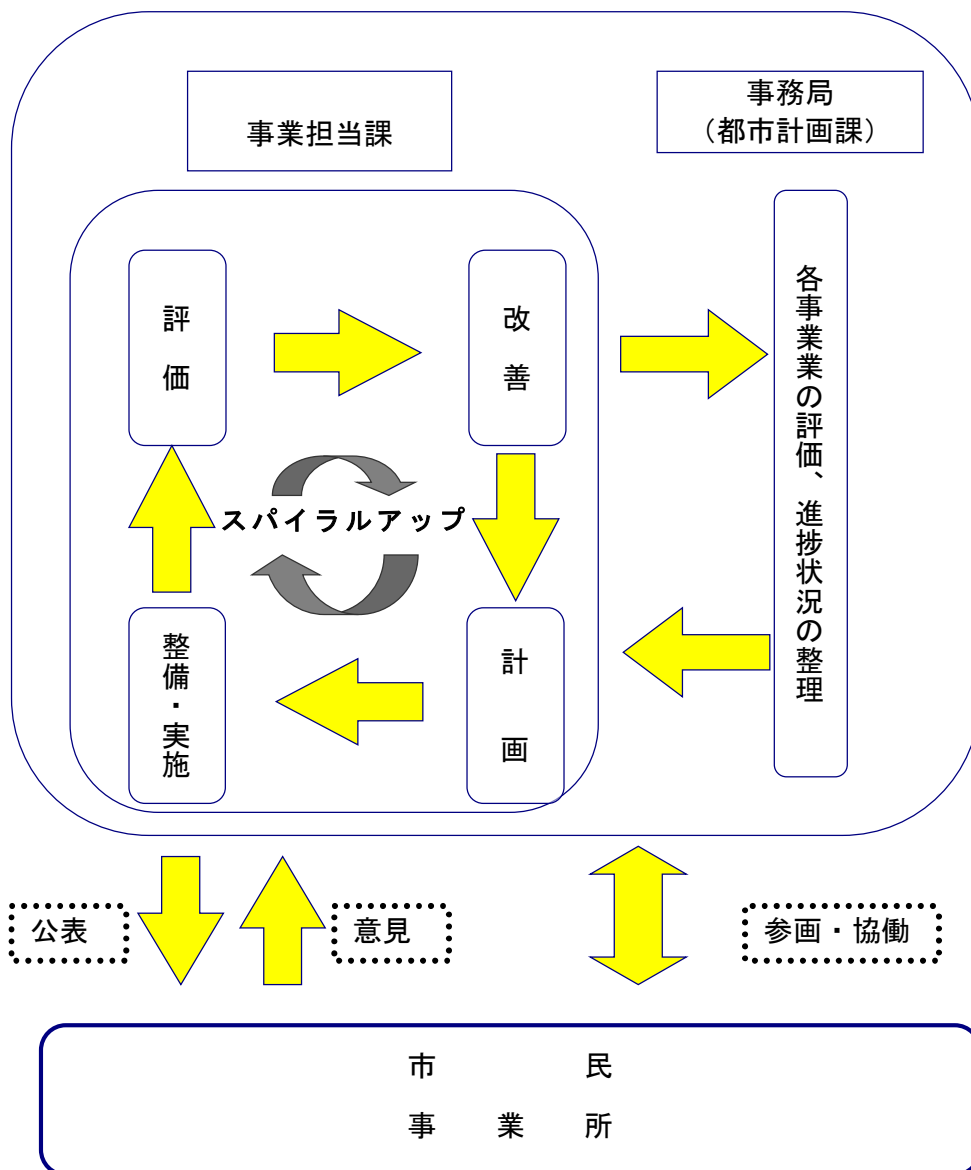
～人間らしい暮らしのできる暖かなまちづくり～



1-5 計画の推進体制

計画の推進体制は、各事業担当課が主となり市民や関係事業所等の参画・協働を得て実施していくことになっています。また、各事業は、各年度に評価・改善を行うとともに、実施状況等をホームページ等で公表していくことになっています。

推進体制のイメージ



2 ユニバーサルデザイン推進計画の最終年評価について

2-1 最終年評価の方法

計画の推進体制に基づき、施策ごとに、最終年までの成果と今後の課題・展望について、整理を行いました。

成果の評価は以下の○、△、×の3段階とし、×がついたものについては、施策の必要性についても併せて検討を行いました。

○…取組みを行い、既に成果が出ているもの

△…何らかの形で取組みを行っているもの

×…取組を行っていないもの

ユニバーサルデザイン推進計画 最終年までの評価と今後の課題

○…取り組みを行い、既に成果が出ているもの
 △…何らかの形で取り組みを行っているもの
 ×…取り組みを行っていないもの

基本目標1 ユニバーサルデザインの意識づくり

施策の各論	施策内容	担当課	平成20年の状況	中間年（平成25年）までの目標	中間年（平成25年）の評価	最終年（平成30年）までの目標	最終年（平成30年）までの評価	今後の課題・展望等
1・1 普及活動の推進	(1) 啓発パンフレットを作成し、市民や事業者に配布します。 ①推進計画の概要版を作成し配布します。 ②重点整備地区計画の概要版を作成し、配布します。	都市計画課	未実施	①推進計画の概要版を作成し、市民や事業者へ積極的に配布します。 ②重点整備地区整備計画の概要版を作成し、推進計画の概要版とあわせて、啓発活動をし、重点整備地区エリア内におけるユニバーサルデザインの認知度を増やします。	○	・知立市ユニバーサルデザイン推進計画、重点整備地区整備計画の概要版をホームページで公表 ・都市計画課主催のイベント時にパンフレットを併せて配布 ・シャープペンやクリアファイル、蛍光ペン等を啓発グッズとして作成、配布	○	・パンフレットを窓口にて配布 ・引き続き実施する。
	(2) ステッカーを作成し、ユニバーサルデザイン推奨をPRします。 ①ステッカーの原案を公募します。 ②ステッカーを作成し、事業者等に配布します。		未実施	①ステッカーの原案を公募し、作成します。 ②ステッカーを作成し、市内に事業所を置くタクシー、バス会社にステッカーの掲出依頼し、すべての車両にステッカーの掲出の完了をめざします。	×	・愛知県では、平成7年度から「人にやさしい街づくりの推進に関する条例」の整備基準に適合する施設に対して、申し出により適合証（ステッカー）を交付しており、知立市内では既に96施設が適合証を交付されている（平成25年4月18日現在）。 ・ユニバーサルデザインの対応状況について広く企業等からの情報提供を求め、商工会、青年会議所等、各種団体の協力も仰ぎながら、ステッカーに限らず、ホームページや広報、パンフレット等でPRするしくみについて検討できるとよい。	×	・ユニバーサルデザインが標準的になってきているため、今後実施しない。
	(3) ユニバーサルデザインを取り入れた構造物等に表示をし、見て分かるユニバーサルデザインの啓発に努めます。 ①ユニバーサルデザイン推進ステッカー（仮称）を作成・配布します。		未実施	推進ステッカー（仮称）による掲出効果を検討し、作成・配付します。	×	・ユニバーサルデザインの対応状況について広く企業等からの情報提供を求め、商工会、青年会議所等、各種団体の協力も仰ぎながら、ステッカーに限らず、ホームページや広報、パンフレット等でPRするしくみについて検討できるとよい。	×	・ユニバーサルデザインが標準的になってきているため、今後実施しない。
	(4) 市民を対象とした講演会を開催します。 ①ユニバーサルデザイン講演会の講師となる市職員を育成していきます。 ②市民向けの出前講座を開催します。		①年1回 ②未実施	①ユニバーサルデザイン講演会の講師となる市職員を育成し、市民を対象とした講演会の実施に努めます。また、講演会等「普及活動」実施時には広報紙上で宣伝します。 ②市民向けの出前講座は、年1回開催を目指します。	○	・H22（知立市老人クラブ）、H24（地域婦人会連絡協議会）、H25（山本学園）に1回実施	○	・H26（知立ライオンズクラブ）に出前講座を1回実施（連立事業とあわせてPRを実施） ・引き続き実施する。
	(5) ユニバーサルデザインの標語・作文・絵画を募集し啓発を図ります。 ①啓発用の標語・作文・絵画等の募集を行います。		未実施	啓発用の標語・作文・絵画等の募集を行い、募集した標語・作文・絵画等を活用し、ユニバーサルデザインの啓発を行います。	×	・新たなイベントやプロジェクトを実施する際に、必要に応じて募集できるとよい。	×	・ユニバーサルデザインが標準的になってきているため、今後実施しない。
	(6) 常設掲示板等を使ったPRを実施します。 ①ユニバーサルデザインの啓発を図るため、重点整備地区に掲示板を常設します。 ②常設の掲示板には、英語・ポルトガル語も併記します。		未実施	①ユニバーサルデザインの啓発を図るため、重点整備地区に効果的な設置場所を検討し、1か所以上設置できるようめざします。 ②常設の掲示板を設置するときは、英語・ポルトガル語等を併記します。	×	・知立駅周辺（重点整備地区）の各種事業進捗状況を情報発信できる掲示板を設置し、そのうちの1トピックとしてユニバーサルデザインの啓発を行えるとよい。	×	・ユニバーサルデザインが標準的になってきているため、今後実施しない。
	(7) 企業や商工会等へ、ユニバーサルデザインの普及啓発を働きかけます。 ①事業所など団体に対し、ユニバーサルデザイン出前講座を実施します。 ②企業や商工会の協力により、ユニバーサルデザイン商品の紹介等を行うイベントを開催します。		未実施	①事業所など団体に対し、ユニバーサルデザイン出前講座を年1回開催します。 ②企業や商工会の協力により、ユニバーサルデザインの商品の紹介等を行うイベントを隔年1回開催します。	△	・H22（知立市老人クラブ）、H24（地域婦人会連絡協議会）、H25（山本学園）に1回実施	○	・H26（知立ライオンズクラブ）に出前講座を1回実施 ①引き続き実施する。 ②ユニバーサルデザインが標準的になってきているため、今後実施しない。
	(8) ユニバーサルデザインのアイデアコンクールを開催し、その成果を広く発表し活用します。 ①市民からの身近なユニバーサルデザインアイデアをホームページや広報誌などで募集します。		未実施	市民からのユニバーサルデザインに関するアイデアを市のホームページ、市の広報誌等で募集し、紹介します。	×	・新たなイベントやプロジェクトを実施する際に、必要に応じて募集できるとよい。	×	・ユニバーサルデザインが標準的になってきているため、今後実施しない。
サ1 ル2 の推 進 サ イ ン ユ ニ バ ー サ ル デ ザ イ ン 教 育 1	(1) ユニバーサルデザイン出前講座(パソコン・スライド等を使った分かりやすい講座)を実施します。 ①出前講座等で使用するユニバーサルデザイン整備事例、商品事例などの情報収集に努めます。 ②最新の事例資料を使用したユニバーサルデザイン講座を開催します。	都市計画課 生涯学習スポーツ課	未実施	①出前講座等で使用するユニバーサルデザインに関する事例を収集するとともに、ホームページ等で紹介します。 ②最新の事例資料を使用した年1か所以上の講座を開催します。	○	・H21に教育用ツール(スライド)を作成 ・H22（知立市老人クラブ）、H24（地域婦人会連絡協議会）、H25（山本学園）に1回実施	○	・H26（知立ライオンズクラブ）に出前講座を1回実施（連立事業とあわせてPRを実施） ・引き続き実施する。

施策の各論	施策内容	担当課	平成20年の状況	中間年（平成25年）までの目標	中間年（平成25年）の評価	最終年（平成30年）までの目標	最終年（平成30年）までの評価	今後の課題・展望等	
1・2 ユニバーサルデザイン推進	(2) 学校教育の場で、ユニバーサルデザイン教育を取り入れていきます。 ①ユニバーサルデザイン教育用ツールを作成し、学校教育の場で活用します。	学校教育課 福祉課	未実施	教育用ツールを作成し、小中学校で活用してもらえようように働きかけます。	△	<ul style="list-style-type: none"> ・H21に教育用ツール（スライド）を作成 ・H24より、ユニバーサルデザインの考え方を取り入れた授業づくり（学力の優劣や発達障がいの有無にかかわらず、全員が楽しく『わかる・できる』授業づくり）に取り組んでいる。 	○	<ul style="list-style-type: none"> ・市内の全小中学校で福祉実践教室を実施 ・各学校の実態に即して子供一人一人を大切にしたい分ける授業、楽しい授業づくりを推進することができた。 	<ul style="list-style-type: none"> ・市内小・中学校が連携し、社会福祉協議会が主体の福祉実践教室（車いす体験、高齢者疑似体験、手話体験）等を実施しており、今後も継続して実施する。 ・夏季休業中に知立市社会福祉協議会が青少年福祉学習を開催している。そこへの参加を特に中学生に広げたい。 ・全ての子供が自己有用感を感じ、互いの絆が深まるような授業づくりを引き続き行う。
	(3) 生涯学習の場で、ユニバーサルデザインをテーマにした講座等を開催します。 ①ユニバーサルデザイン推進リーダー（市民）を育成するための講座を開催します。	都市計画課 生涯学習スポーツ課	未実施	ユニバーサルデザインをテーマにした講座を開催し、市民によるユニバーサルデザイン推進リーダーの育成を目指します。	○	<ul style="list-style-type: none"> ・H22（知立市老人クラブ）、H24（地域婦人会連絡協議会）、H25（山本学園）に1回実施 	○	<ul style="list-style-type: none"> ・H26（知立ライオンズクラブ）に出前講座を1回実施 	<ul style="list-style-type: none"> ・引き続き実施する。
1・3 人材の育成	(1) 職員を対象とした講演会や研究会を開催します。 ①ユニバーサルデザイン推進リーダー（市職員）となる人材を育成します。 ②市職員のユニバーサルデザイン推進リーダーによる研修や研究会を開催します。	都市計画課 総務課 建築課 福祉課	未実施	①研究会を他の職員研修とあわせて実施し、市職員全体の啓発向上を図るとともに、リーダーとなる市職員を育成します。 ②推進リーダーを中心とした庁内の横断的な連絡・研究ができる組織づくりをめざします。	△	<ul style="list-style-type: none"> ・ユニバーサルデザインによる取組みのうち、「知立市人にやさしい街づくり推進計画2010（H21年度策定）」及び「知立市地域福祉計画（H23年度策定）」に該当する項目については、「人にやさしい街づくり推進協議会」を通じて、庁内間の情報共有を行っている。 	△	<ul style="list-style-type: none"> ・ユニバーサルデザインによる取組みのうち、「知立市人にやさしい街づくり推進計画2010（H21年度策定）」及び「知立市地域福祉計画（H23年度策定）」に該当する項目については、「人にやさしい街づくり推進協議会」を通じて、庁内間の情報共有を行っている。 	<ul style="list-style-type: none"> ・市の関連計画と連携を図り、市職員での情報共有も引き続き行う。
	(2) 職員に対して、高齢者疑似体験や車いす体験等を実施し、意識の高揚を図ります。 ①ユニバーサルデザイン研修の開催にあたっては、高齢者、車いす利用者をはじめとした当事者を講師とした疑似体験等を実施します。		未実施	様々な当事者を講師とし、定期的な開催をめざします。	×	<ul style="list-style-type: none"> ・ユニバーサルデザインについて、大まかな概念は知っていても、空間整備の技術的な基準等については知らない職員が多いため、ユニバーサルデザイン対応の施設整備の経験がある市職員に講師を依頼し、数年に1回勉強会を実施することが考えられる。 ・大学の教授等を招き、数年に1回ユニバーサルデザインに関わる職員研修を企画することも考えられる。 	×	<ul style="list-style-type: none"> ・ユニバーサルデザインが標準的になってきているため、今後実施しない。 	
	(3) ユニバーサルデザインを建築や工業製品等さまざまな分野に普及させるため、建築家やデザイナー等への普及啓発に努め、専門家や指導者を育成します。 ①ユニバーサルデザイン推進リーダー（専門家）を育成するための講座を開催します。		未実施	ユニバーサルデザインに関する見識が深い様々な分野の講師を招き、講座の開催をします。	×	<ul style="list-style-type: none"> ・ユニバーサルデザインが標準的になってきているため、今後実施しない。 			
1・4 ネットワークの構築	(1) ユニバーサルデザインに関する情報や技術を集積し、その理論や手法を研究し実践できる組織づくりを目指します。 ①ユニバーサルデザイン推進リーダー（市民、市職員、専門家）によるネットワーク会議を開催します。	都市計画課 建築課 福祉課	未実施	ネットワーク会議の設置を検討し、会議が開催できるよう検討します。	△	<ul style="list-style-type: none"> ・市民・市職員・専門家によって組織され、「知立市人にやさしい街づくり推進計画2010（H21年度策定）」及び「知立市地域福祉計画（H23年度策定）」に該当する項目について成果報告を行う「人にやさしい街づくり推進協議会」が、毎年開催されている。 	△	<ul style="list-style-type: none"> ・市民・市職員・専門家によって組織され、「知立市人にやさしい街づくり推進計画2010（H21年度策定）」及び「知立市地域福祉計画（H23年度策定）」に該当する項目について成果報告を行う「人にやさしい街づくり推進協議会」が、毎年開催されている。 	<ul style="list-style-type: none"> ・市の関連計画と連携を図り、市職員での情報共有も引き続き行う。
	(2) 講演会等を開催することにより、専門家とのネットワークを構築します。 ①ネットワーク会議において、ユニバーサルデザインイベント等の開催を検討します。		未実施	市が中心となり、定期的なイベント開催をめざします。	×	<ul style="list-style-type: none"> ・ユニバーサルデザイン全体を取り扱うネットワーク会議については、今後必要に応じて設置を検討する。 ・当面は、「知立市人にやさしい街づくり推進協議会」を通じて、定期的な成果報告を行い、必要に応じて、様々なネットワークを構築していくことが望まれる。 	×		
	(3) 近隣市町村や県に対して、ユニバーサルデザインに関するネットワークづくりを働きかけます。 ①ネットワーク会議を中心に、近隣市町村や県との情報交換に努めます。		未実施	市が中心となり、近隣市町村や県との情報交換に努めます。	×		×		
	(4) ユニバーサルデザインの実践のために、職員間ネットワークを確立します。 ①ユニバーサルデザイン推進リーダー（市職員）によるネットワークを確立します。		未実施	推進リーダー（市職員）により、横断的な連絡・研究ができる組織の設置をめざします。	×		×		

基本目標2 すべての人が暮らしやすく安全で安心なまちづくり

施策の各論	施策内容	担当課	平成20年の状況	中間年（平成25年）までの目標	中間年（平成25年）の評価	最終年（平成30年）までの目標	最終年（平成30年）までの評価	今後の課題・展望等
2・1 総合的なまちづくり	（1）都市計画マスタープランをはじめとした各種まちづくりの計画等にユニバーサルデザインの考え方を盛り込みます。 ①ユニバーサルデザイン推進計画やガイドライン等を前提とした各種計画の策定に努めます。	都市計画課 福祉課 建築課 子ども課	第5次知立市総合計画、知立市都市計画マスタープランにおいて、「ユニバーサルデザイン」の推進を位置づけています。	推進計画やガイドライン等を踏襲したまちづくりの提案に努めます。	○ ・「知立市ユニバーサルデザイン基本計画」を上位計画とし、方針を踏襲している、「知立市人にやさしい街づくり推進計画2010（H21年度策定）」及び「知立市地域福祉計画（H23年度策定）」が策定された。 ・「知立市次世代育成支援行動計画（後期計画）（H21年度策定）」においても、ユニバーサルデザイン（バリアフリー含む）に関する施策を掲げている。	○ ・今後も、関連する計画の策定にあたっては、ユニバーサルデザインの考え方を盛り込んでいく。	○ ・「知立市ユニバーサルデザイン基本計画」を上位計画とし、方針を踏襲している、「知立市人にやさしい街づくり推進計画2010（H21年度策定）」及び「知立市地域福祉計画（H23年度策定）」が策定された。 ・「知立市次世代育成支援行動計画（後期計画）（H21年度策定）」においても、ユニバーサルデザイン（バリアフリー含む）に関する施策を掲げている。	・ガイドラインは国が示したものが整備されており、市の条例も制定されているため、これらを活用する。 ・「第2次知立市地域福祉計画（平成28年度）」を策定し、ユニバーサルデザインガイドラインに関する施策を掲げている。
	（2）ユニバーサルデザインを取り入れたまちづくりを進めるため、先進事例や関係事項等についてより一層調査研究を進めます。 ①ユニバーサルデザイン推進リーダーやネットワーク会議を中心とした調査研究を進めます。		未実施	ネットワーク会議の実施による調査研究活動を検討します。	△ ・市民・市職員・専門家によって組織され、「知立市人にやさしい街づくり推進計画2010（H21年度策定）」及び「知立市地域福祉計画（H23年度策定）」に該当する項目について成果報告を行う「人にやさしい街づくり推進協議会」が、毎年開催されている。	△ ・ユニバーサルデザイン全体を取り扱うネットワーク会議については、今後必要に応じて設置を検討する。 ・当面は、「知立市人にやさしい街づくり推進協議会」等を通じて、定期的な成果報告を行い、必要に応じて、様々なネットワークを構築していくことが望まれる。	△ ・市民・市職員・専門家によって組織され、「知立市人にやさしい街づくり推進計画2010（H21年度策定）」及び「知立市地域福祉計画（H23年度策定）」に該当する項目について成果報告を行う「人にやさしい街づくり推進協議会」が、毎年開催されている。	・今後は個別の案件での調整とし、ネットワーク会議の実施はしない。
	（3）地域に関わる多様な立場の人々の協働によるまちづくりを推進していきます。 ①様々な市民の意見聴取による街づくりをすすめます。 ②「知立市人にやさしい街づくり推進協議会」を活用します。	都市計画課 建築課 子ども課	未実施	①街づくりのあらゆる場面において計画段階から、高齢者、障がい者等を含めた市民から意見聴取をする仕組みを検討します。 ②ユニバーサルデザインの計画関係の進捗状況について定期的な報告を実施します。	○ ・「知立市人にやさしい街づくり推進協議会」や、「知立市次世代育成支援対策推進協議会」等を通じて、ユニバーサルデザイン（バリアフリー含む）対応による市事業の実施状況を紹介している。	△ ・「知立市人にやさしい街づくり推進協議会」や、「知立市次世代育成支援対策推進協議会」等を通じて、ユニバーサルデザイン（バリアフリー含む）対応による市事業の実施状況を紹介している。		
2・2 公共施設等の整備	（1）今後整備する市の施設については、『知立市ユニバーサルデザインガイドライン』を活用し、設計の段階からユニバーサルデザインに配慮して整備を進めます。 ①ユニバーサルデザインガイドラインの普及・活用に努めます。	都市計画課 建築課 協働推進課 教育庶務課 土木課 経済課	未実施	ガイドラインの普及・活用に努めるとともに、関係法律施行にあわせて見直しを検討します。	○ ・新規に整備した市の施設及び公民館のうち「愛知県人にやさしい街づくりの推進に関する条例」の対象となる施設は、基準の通り施設を整備している。 ・上記条例の対象外となる新規施設についても、可能な限り「愛知県人にやさしい街づくりの推進に関する条例」に準じて整備している。 ・道路、公園については、「高齢者、障がい者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」に基づく基準を別途市の条例で定めており、基準に基づき整備している。 ・既設の施設においても、順次施設の段差解消や多目的トイレ設置等を実施している。	○ ・今後も継続していく。 ・法令、条例に基づく基準以外の内容については、「知立市ユニバーサルデザインガイドライン（H20年度策定）」と「知立市人にやさしい街づくり推進計画2010（H21年度策定）」を併せて活用するよう努める。 ・国や県においては、必ず守るべき基準だけでなく、望ましい基準も設けていることから、可能な範囲で望ましい基準に近づけられるよう、啓発に努める。	○ ・道路、公園については、「高齢者、障がい者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」に基づく基準を別途市の条例で定めており、基準に基づき整備している。 ・既設の施設においても、順次施設の段差解消や多目的トイレ設置等を実施している。	・ガイドラインは国が示したものが整備されており、市の条例も制定されているため、これらを活用する。 ・寺の庭園等一部観光施設では、遊歩道の幅や石段等ガイドラインを適用することが不適当な部分がある。 ・「知立市公共施設保全計画」において、「ユニバーサルデザインに配慮した公共施設等の整備」について規定し、計画的な整備を推進する。
	（2）ショッピングセンター、銀行、病院等、多くの人が利用する施設について、誰もが安心してスムーズに移動でき、利用しやすくなるような整備について働きかけます。 ①愛知県の「人にやさしいまちづくり条例」、同「整備指針」と併せたユニバーサルデザインガイドラインの普及・活用に努めます。	建築課	未実施	ユニバーサルデザインガイドラインの活用方法などの説明会を開催します。	△ ・病院やレストラン、書店などの特定施設等は、「高齢者、障がい者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」や「愛知県人にやさしい街づくりの推進に関する条例」に基づき基準に合致しないと、建築確認が下りない仕組みとなっている。 ・上記法令、条例の対象外となる施設についても、「知立市開発等事業に関する手続条例」に該当する事業については、「知立市人にやさしい街づくり推進計画2010（H21年度策定）」に基づき事業を行ってもらうよう指導している。	○ ・「愛知県人にやさしい街づくりの推進に関する条例」に基づき、対象施設の整備について助言を行っている。		

施策の各論	施策内容	担当課	平成20年の状況	中間年（平成25年）までの目標	中間年（平成25年）の評価	最終年（平成30年）までの目標	最終年（平成30年）までの評価	今後の課題・展望等
2・3 公共交通環境の整備	(1) ノンステップバスの導入やテラス型バス停の整備等について関係業者に働きかけます。 ①市有バスへのノンステップバスへの導入を検討します。 ②関係事業者との懇談会を実施します。	まちづくり課	未実施	①バス更新時に導入を検討します。 ②関係事業者との懇談会の実施を検討します。	○ ・市のコミュニティバス5台のうち、4台がノンステップバスとなった。 ・衣浦定住自立圏形成協定の中で、刈谷市・高浜市・東浦町と連携してコミュニティバスの利便性向上を図っている。	・今後も継続していく。 ・テラス型バス停の整備については、市内の道路幅員の現状からは難しい面もある。 ・関係事業者との懇談会については、必要に応じて実施する。	○ ・コミュニティバス5台のうち、現在は4台がノンステップバスでの運行となっている。4台のうち1台はH30、4よりノンステップの中型バスへの変更を予定しており、より多くの方が乗車できるようになる。 ・2～3ヶ月に一度関係事業者との打合せを実施し、状況の把握と利便性の向上に努めている。	・今後も継続して検討するとともに、関係事業者との連携に努める。
	(2) リフト付きタクシー車両の導入を関係業者に働きかけ、高齢の人や障がいのある人が移動しやすい環境の整備を促進します。 ①市民のニーズ調査を実施します。 ②関係事業者との懇談会を実施します。	長寿介護課 福祉課	未実施	①ニーズ調査の実施を検討します。 ②関係事業者との懇談会を実施します。	○ ・一定の条件を満たす方にリフト付きタクシー乗車の利用助成事業を実施している。 ・助成対象枠を拡充し、助成金額も年々増加傾向にある。	・市の財政状況も加味しながら、継続していく。 ・関係事業者との懇談会については、必要に応じて実施する。	○ ・市の財政状況を加味しながら、平成30年度も継続していく。 ・一定の条件を満たす方にリフト付きタクシー乗車の利用助成事業を実施している。	・平成30年度以降も、利用方法等を研究しながら継続できるよう努める。 ・一定の条件を満たす方に継続して支援をしていく。助成条件等は、市の財政状況を勘案し実施していく。
2・4 歩きやすい道路整備	(1) 安全な歩行や自転車走行ができるよう、適切な幅のある歩道を作ります。 ①重点整備地区整備計画によるモデル整備を実施します。	都市計画課 まちづくり課 都市開発課 土木課	未実施	重点整備地区整備計画によるモデル整備が実施できるよう関係機関等と協議します。	○ ・新たに整備した（都）駒場牛田線、（都）八橋里線では、ユニバーサルデザインに対応した適切な幅のある歩道づくりを前提としている。進捗状況に応じて実施していく。 ・既存道路では、幅員不足により、ユニバーサルデザインに対応した適切な幅の歩道整備は限定される現状があるが、今後も可能な限り安全な歩道づくりに努める。	・知立駅周辺（重点整備地区）で新規に整備する幹線道路では、ユニバーサルデザインに対応した適切な幅のある歩道づくりを前提としている。進捗状況に応じて実施していく。 ・既存道路では、幅員不足により、ユニバーサルデザインに対応した適切な幅の歩道整備は限定される現状があるが、今後も可能な限り安全な歩道づくりに努める。	○ ・新たに整備した（都）駒場牛田線、（都）花園里線、（都）八橋東西線では、ユニバーサルデザインに対応した基本幅員3mの歩道を整備した。 ・知立駅周辺土地区画整理事業で整備した区画道路（1.2m）では、幅員2.5mの歩道を整備した。 ・拡幅した市道の一部区間で、ユニバーサルデザインに対応した基本幅員2.5mの歩道（片側歩道含む）を整備した。	・引き続き実施する。
2・4 歩きやすい道路整備	(2) 自転車通行帯の設置に努めます。 ①駅前周辺幹線道路への自転車道の整備を実施します。	都市計画課 都市開発課	未実施	道路構造令等法令、公安委員会等と協議を図り、市が整備する幹線道路には、整備できるよう検討していきます。	△ ・知立駅周辺（重点整備地区）で新規に整備する幹線道路の一部区間で自転車通行帯の設置を検討している。今後検討結果を踏まえて実施する。	・知立駅周辺（重点整備地区）で新規に整備する幹線道路の一部区間で自転車通行帯の設置を検討している。今後検討結果を踏まえて実施する。	× ・設置スペースの確保が困難であり、新たに設置、改築する都市計画道路では、広幅員により安全性の確保に努める。 ・知立駅周辺（重点整備地区）での自転車通行帯の必要性について検討する。	
	(3) 段差が支障にならないように、歩道を計画します。 ①重点整備地区整備計画によるモデル整備を実施します。 ②市内幹線道路の整備計画を作成し、整備を検討します。	都市計画課 まちづくり課 都市開発課 土木課	未実施	①重点整備地区整備計画によるモデル整備を実施できるよう、知立駅周辺土地区画整理事業及び知立駅付近連続立体交差事業の事業進捗状況を見据え関係機関と協議をします。 ②法令を遵守し、公安委員会等と協議を図り、市が整備する幹線道路は、整備計画の作成を検討していきます。	○ ・新たに整備した（都）駒場牛田線や（都）八橋里線、拡幅した市道の一部において、段差のない歩道を整備した。 ・南陽通など、既存の幹線道路で、段差を解消した歩道整備を順次実施している。	・知立駅周辺（重点整備地区）で新規に整備する幹線道路では、段差のない歩道づくりを前提としている。進捗状況に応じて実施していく。 ・既存幹線道路や市道の歩道の段差解消については、今後も順次実施していく。	○ ・新たに整備した（都）駒場牛田線、（都）花園里線、（都）八橋東西線では、ユニバーサルデザインに対応した基本幅員3mの歩道を整備した。 ・知立駅周辺土地区画整理事業で整備した区画道路（1.2m）では、段差の無い歩道を整備した。 ・南陽通など、既存の幹線道路で、段差を解消した歩道整備を順次実施している。	・引き続き実施する。
	(4) 夜間通行に安全な照明を設置します。 ①重点整備地区整備計画によるモデル整備を検討します。 ②夜間通行の市内危険箇所の把握と照明の設置に努めます。	都市計画課 都市開発課 土木課 安心安全課	未実施	①重点整備地区整備計画によるモデル整備を実施できるよう、知立駅周辺土地区画整理事業及び知立駅付近連続立体交差事業の事業進捗状況を見据え関係機関と協議をします。 ②継続して実施します。	○ ・町内会と連携しながら、防犯灯の設置を順次実施している。	・知立駅周辺（重点整備地区）で新規に整備する幹線道路では、街路灯の設置を前提としている。整備後は、町内会等と連携して防犯灯の設置を行う。進捗状況に応じて実施していく。 ・既設の街路灯の点検を今後も定期的を実施していく。 ・市内危険箇所については、今後も町内会と連携して防犯灯の設置を継続していく。	○ ・町内会と連携しながら、街路灯の設置を順次実施している。 ・「防犯灯」に関しては、H28.3より町内より市に移管されたが、引き続き町内と協議をしながら、設置を進めていく。 ・既設の街路灯の点検を定期的を実施している。	・引き続き実施する。
	(5) 歩道の利用者の安全な移動を確保するために、歩道上に障がい物を置かないよう意識啓発を図ります。 ①歩道上に障がいとなる不法占拠物件が置かないよう啓発を図ります。	土木課	未実施	継続して実施します。	○ ・放置自転車の撤去など、道路管理者が道路法に基づき管理をしている。	・今後も継続していく。	○ ・放置自転車の撤去など、道路管理者が道路法に基づき管理をしている。	・引き続き実施する。

施策の各論	施策内容	担当課	平成20年の状況	中間年（平成25年）までの目標	中間年（平成25年）の評価	最終年（平成30年）までの目標	最終年（平成30年）までの評価	今後の課題・展望等		
2・5 駅・駅周辺のまちづくり	(1) 名鉄知立駅については、連続立体交差事業に伴い、さらに使いやすくなるよう、幅広改札口、エレベーター、ホーム転落防止設備の設置、乗降場所の段差解消、階段幅広ノンスリップ化等、ユニバーサルデザイン推進に向けて積極的に事業者への働きかけを行っていきます。 ①関連部署と事業者等との定期協議を検討します。	都市開発課	未実施	実施に向け関係機関と協議します。	○	・事業者に対し定期的に働きかけを行っており、事業者は国が定める「移動等円滑化のために必要な旅客施設又は車両等の構造及び設備に関する基準を定める省令」に基づき、連続立体交差事業の一環として、知立駅のバリアフリー化工事を実施中である。	・ホーム転落防止設備の設置については、国が定める「移動円滑化の促進に関する基本方針」においても、地域の支援の下、可能な限り設置するとしている。知立駅では、設置について、継続して働きかけを行っていく。	○	・事業者に対し働きかけを行っており、移設する三河知立駅の整備においてもユニバーサルデザインの推進について協議している。	・引き続き関係機関との協議を実施する。
	(2) 知立駅から主要な建物へ安心して簡単に移動できる環境を整えます。 ①関連部署と事業者等との定期協議を検討します。	都市開発課 都市計画課	未実施	実施に向け関係機関と協議します。	×		・知立駅からの移動を円滑にする主要建物（図書館、ホテル、病院、公園等）の選定を行い、移動経路の重点的整備を行う必要がある。	○	・道路整備において段差の無い歩道などの設置を行っている。	・引き続き関係機関との協議を実施する。
	(3) 駅周辺でより多くの社会活動ができるよう、多用途に対応できる施設を計画します。 （例：保育所、デイサービス、図書館、ATM、市役所窓口出張所） ①関連部署と事業者等との定期協議を検討します。		未実施	実施に向け関係機関と協議します。	×		・知立駅の高架下及び駅周辺における多用途な施設整備の可能性について、名古屋鉄道他関係事業者と継続して協議する必要がある。	×		・コンビニ等での行政サービスが始まっており、多機能化しているため、本項目は削除する。 ・引き続き関係機関との協議を実施する。
	(4) 駅前広場へのバス、タクシー、一般車等の乗り入れがスムーズになるよう計画し、パーク＆ライド、キス＆ライド等の導入を推進します。 ①関連部署と事業者等との定期協議を検討します。		未実施	実施に向け関係機関と協議します。	△		・今後の駅前広場の整備では、バス、タクシー、一般車の乗り入れ（キス＆ライド含む）がスムーズにできることを前提としている。進捗状況に応じて実施していく。 ・パーク＆ライドの確保は、駅周辺の駐車場で対応となる。	△	・バスやタクシー会社との協議を実施した。	・引き続き関係機関との協議を実施する。
	(5) 自転車置場を充実させ、公共交通機関への乗り継ぎをスムーズにします。 ①関連部署と事業者等との定期協議を検討します。		土木課 都市開発課	未実施	牛田駅の自転車駐輪場を増設するとともに、他の駅については、関連部署と事業者との定期的な協議が図れるよう検討します。	○	・知立駅、牛田駅において、自転車駐輪場を増設した。 …知立駅（H20→H25）：2585台→2715台 …牛田駅（H20→H25）：460台→528台	・知立駅においては、連続立体交差事業の進捗状況に応じて自転車駐輪場の確保に努めるほか、高架下での駐輪場整備について、名古屋鉄道と継続して協議する必要がある。	○	・知立駅、牛田駅において、自転車駐輪場を増設した。
	(6) 電線の地中化を推進し、通行しやすい環境をつくります。 ①市内幹線道路の整備計画を策定します。	都市開発課	未実施	実施に向け関係機関と協議します。	△		・新規に整備する知立南北線の電線地中化について検討している。進捗状況に応じて実施していく。	△	・（都）知立南北線等において、電線地中化についての検討を実施	・引き続き関係機関との協議を実施する。
	(7) 利用者が簡単に乗り継ぎできるよう、駅前広場を総合的に計画します。 ①関連部署と事業者等との定期協議を検討します。	都市開発課 都市計画課	未実施	実施に向け関係機関と協議します。	△		・連続立体交差事業中も含め、駅前広場から知立駅への円滑な移動経路の確保について、庁内検討に加え、愛知県警察及び名古屋鉄道との協議を実施している。進捗状況に応じて実施していく。	△	・駅前広場から知立駅への円滑な移動経路の確保について、愛知県警察等との協議を実施	・引き続き関係機関との協議を実施する。
	(8) 車両の乗り降りの際、乗降者が極力雨に濡れないよう、各乗り場を計画します。 ①関連部署と事業者等との定期協議を検討します。	都市開発課 都市計画課	未実施	実施に向け関係機関と協議します。	△		・連続立体交差事業中も含め、駅前広場から知立駅への円滑な移動経路の確保について、庁内検討に加え、愛知県警察及び名古屋鉄道との協議を実施している。進捗状況に応じて実施していく。	×	・連続立体交差事業及び知立駅周辺土地区画整理事業の推進に合わせて整備するが、計画・設計にて配慮した。	・引き続き関係機関との協議を実施する。

施策の各論	施策内容	担当課	平成20年の状況	中間年（平成25年）までの目標	中間年（平成25年）の評価	最終年（平成30年）までの目標	最終年（平成30年）までの評価	今後の課題・展望等
2・6 いろいろな人にとって便利な環境づくり	(1) 音響信号機、誘導ブロック、点字つき2段手すり等の設置に努めます。 ①愛知県の「人にやさしいまちづくり条例」、同「整備指針」と併せたユニバーサルデザインガイドラインの普及・活用に努めます。	建築課 都市計画課 長寿介護課 総務課 子ども課	新設建物については誘導ブロック、手摺については愛知県条例にて対応、改修工事については随時実施しています。	継続して関連条例等による整備を図るとともに、市有建物においては、ユニバーサルデザインガイドラインによる整備に努めます。	○ ・新設した学校給食センター（H21年度）、いきがいセンター（H22年度）、知立南保育園（H24年度）で、「愛知県人にやさしい街づくりの推進に関する条例」に基づき誘導ブロックを整備したほか、手すりについては、「知立市人にやさしい街づくり推進計画2010（H21年度策定）」に基づき、点字表記付きの2段手すりを設置した。 ・市役所庁舎でH21年度、福祉体育館でH24年度に誘導ブロックを整備した（1階部分のみ）。	・今後も継続していく。 ・法令、条例に基づく基準以外の内容については、「知立市ユニバーサルデザインガイドライン（H20年度策定）」と「知立市人にやさしい街づくり推進計画2010（H21年度策定）」を併せて活用するよう努める。 ・国や県においては、必ず守るべき基準だけでなく、望ましい基準も設けていることから、可能な範囲で望ましい基準に近づけられるよう、啓発に努める。	○ ・新設した中央子育て支援センター（H26年度施工）では、「知立市人にやさしい街づくり推進計画2010（H21年度策定）」に基づき、エレベーター、手すり、スロープ、目的トイレ、車椅子用駐車場等を設置、H29年度施工中の（仮称）来迎寺児童クラブでも手すりやスロープ、車椅子用駐車場を設置予定。 ・市役所庁舎のトイレにおける洋式トイレ、手すり及び洗浄ボタンの設置を行った。（H26）	・今後も新設・改修等ある際にはユニバーサルデザインに配慮し対応していく。 ・利用者の意見を聞きながら、要望が多ければ改修を検討する。
	(2) 高齢者、車いすを使用している人等誰にとっても使いやすいエレベーター、エスカレーター、公衆電話、各種自動販売機、水飲み、手洗い、スイッチ等の設置に努めます。 ①先進事例等の調査研究に努めます。	建築課 都市計画課 長寿介護課 総務課 子ども課	新設建物エレベーターについては、車いす対応のエレベーターを設置しています。	建物改修時に併せて整備を図るとともに、使いやすい製品等の情報収集に努めます。	○ ・市役所庁舎でH21年度に車いす対応のエレベーターに改修した。 ・新設した学校給食センター（H21年度）、いきがいセンター（H22年度）、知立南保育園（H24年度）で、「愛知県人にやさしい街づくりの推進に関する条例」に基づき車いす対応のエレベーターを設置した。 ・市役所内の自動販売機は、ユニバーサルデザイン対応のものを設置している。 ・市内公園の水のみ場では、順次ユニバーサルデザイン対応のものに改修している。	○ ・今後も継続していく。	○ ・中間年の時点で実施済。それ以降は実施していない。	・今後も新設・改修等ある際にはユニバーサルデザインに配慮し対応していく。
	(3) 多目的便所（オストメイト（人工肛門・膀胱）対応含む）の設置に努めます。 ①重点整備地区整備計画によるモデル整備を実施します。 ②市内事業所への普及に努めます。	土木課 都市計画課 総務課 建築課	未実施	①重点整備地区整備計画によるモデル整備を実施するとともに、市が今後新しく整備する公共施設等については、ユニバーサルデザインガイドラインに基づき設置の検討を図ります。 ②多目的トイレを設置している事業所をホームページで紹介します。	○ ・「知立市ユニバーサルデザイン重点整備地区整備計画」を踏まえ、H23年度に知立市駅前駐車場にオストメイト対応の多目的トイレを設置した。 ・H22年度に新設したいきがいセンターにオストメイト対応の多目的トイレを設置した。 ・上重原公園（H21年度）、新地公園（H24年度）にオストメイト対応の多目的トイレを設置した。 ・市役所庁舎の多目的トイレをH25年度にオストメイト対応に改修した。 ・多目的トイレを設置した箇所では、設置した機能のマークを出入り口に掲示した。 ・多目的トイレに限定してはいるが、「愛知県人にやさしい街づくりの推進に関する条例 適合証交付施設」を知立市ホームページで紹介しているほか、愛知県のホームページにも記載がある。	○ ・今後も継続していく。	○ ・中間年の時点で実施済。それ以降は実施していない。 ・H23年度に知立市駅前駐車場に設置したオストメイト対応の多目的トイレを引き続き管理していく。	・今後も新設・改修等ある際にはユニバーサルデザインに配慮し対応していく。
2・7 安心と安全を確保するまちづくり	(1) 防犯性の高い道路や公園等の整備を推進します。 ①重点整備地区整備計画によるモデル整備を実施します。 ②市民団体の育成と協働体制の整備に努めます。	安心安全課 都市計画課 都市開発課	①未実施 ②市民団体を一同に集め、防犯講習会を実施しています。	①地域住民、関係部署への情報提供と定期的な協議を実施します。 ②地域住民、関係部署と協議し、市民団体の連携を深め、市内の防犯体制等を確立するよう努めます。	○ ・「知立市安全で住みよいまちづくり防犯条例」に基づき、市民団体に自主防犯活動を奨励している。 ・安城警察署、市職員、市民団体と連携して、青色防犯パトロールを実施している。	・今後も継続して安全で住みよい防犯まちづくりに取り組む。 ・知立駅周辺（重点整備地区）では重点整備地区整備計画を踏まえ、防犯性の高い道路や公園等の整備を行っていく。	○ ・「知立市安全で住みよいまちづくり防犯条例」に基づき、市民団体に自主防犯活動を奨励している。 ・安城警察署、市職員、市民団体と連携して、青色防犯パトロールを実施している。	・今度も継続して安全で住みよいまちづくりに取り組む。 ・知立駅周辺（重点整備地区）では重点整備地区整備計画を踏まえ、歩行者の視距に配慮した道路や公園等の整備を行っていく。
	(2) 地域における犯罪情報等をさらに積極的に提供していきます。 ①関連部署と事業者と実施方法を検討します。	安心安全課	関連部署と連携して情報提供を行っています。	継続して実施します。	○ ・安城警察署と連携して防犯パトロールNEWSを毎月発行し、町内回覧を実施している。	○ ・今後も継続していく。	○ ・安城警察署と連携して防犯パトロールNEWSを毎月発行し、町内回覧を実施している。また、統合型GISを利用し、情報提供を行っている。	・今後も継続していく。

基本目標3 すべての人にわかりやすいサービス・情報づくり

施策の各論	施策内容	担当課	平成20年の状況	中間年（平成25年）までの目標	中間年（平成25年）の評価	最終年（平成30年）までの目標	最終年（平成30年）までの評価	今後の課題・展望等
3・1 総合的な情報提供	(1) 知立駅にて文化会館・リリオコンサートホール等の催し物や、市の行事・主要施設・観光情報等が分かるよう総合案内所を設置します。また、観光情報については、昔からの東海道五十三次の宿場町という伝統を活かした情報の発信に努めます。 ①重点整備地区整備計画によるモデル整備を実施します。	経済課 文化課 都市開発課	未実施	実施に向け関係部署と協議します。	×	・現状では駅前広場に観光案内板、文化会館、リリオコンサートホールの行事掲示板が設置されている。 ・駅前広場の整備に際しては、観光だけでなく、周辺施設への行き方まで表示した案内表示板の設置を検討できるとよい。 ・総合案内所設置の必要性について検討していく。 ・市内各所に設置されている文化財の案内板について、今後ユニバーサルデザイン対応のものに改修していく。	○ ・駅周辺の旧東海道沿い池鯉鮒宿付近に観光交流センターを平成30年4月1日に開設し、来訪者に歴史、文化その他観光情報を提供するとともに、広く観光客と市民との交流促進につながる事業を実施する。 ・駅前駐車場壁面に市補助金により商工会が電光掲示板を設置。行政枠を設けて市情報を発信している。	・引き続き関係機関との協議を実施する。
	(2) 市内案内マップを作成し配布します。 ①市内ユニバーサルデザイン案内マップの検討を行います。	協働推進課	施設名に英語・ポルトガル語を併記した公共施設マップを年1回作成・配布しています。	継続して作成、配布するとともに、だれも見やすい案内マップの作成に努めます。	○	・英語・ポルトガル語表記の公共施設ガイドマップを2年に1回作成・配布しており、H24年度作成のマップからは、観光や暮らしのガイド、市の行事案内等を掲載し、内容の充実を図っている。	○ ・英語・ポルトガル語表記の公共施設ガイドマップを2年に1回作成・配布しており、観光や暮らしのガイド、市の行事案内等を掲載している。	・引き続き実施する。
	(3) 多様な情報媒体（ツール）の普及と情報ネットワークの利用の環境整備に努めます。 ①だれも見やすい情報を利用できる環境を整備するため既存の手段のほか、新たな伝達手段を活用していきます。	都市計画課	広報、ホームページにより情報提供しています。	だれも見やすい情報を利用できる環境の整備については、地域情報化計画に基づく計画的な実施に努めます。	○	・ユニバーサルデザインに関する計画書やパンフレット、取り組み状況、ユニバーサルデザインマップ（公共施設編、公園編）をホームページに掲載している。	○ ・ユニバーサルデザインに関する計画書やパンフレット、取り組み状況、ユニバーサルデザインマップ（公共施設編、公園編）をホームページに掲載している。	・引き続き実施する。
3・2 わかりやすい案内表示の設置	(1) 「知立市サインガイドライン」に基づき、誰もが見やすく分かりやすい案内・誘導・規制等の案内表示を設置します。また、案内表示を見やすくするよう広告・看板の規制・誘導に努めます。 ①だれも見やすく分かりやすい案内・誘導・規制等の案内表示を設置します。	建築課 土木課 安心安全課 都市計画課 都市開発課 経済課 文化課	「知立市サインガイドライン」に基づき、設置をするよう指導を行っています。	継続して実施します。	△	・H12年度に「知立市サインガイドライン」を策定し、それ以降に主要施設に設置された広域案内図、みどころ案内図は、基本的にはガイドラインにのっとり整備をしているが、各課がそれぞれの方針で設置しているため、完全には統一されていない。 ・知立駅や幹線道路から主要施設（避難所表記含む）等への誘導表示板が不足しており、市全域で配置計画を検討した上での設置が望まれる。	○ ・市内観光施設及び観光道路に見やすくわかりやすい案内板設置に努めました。	・インバウンドにも対応できるような案内板やパンフレット等の多言語化の検討を行う。 ・引き続き関係機関との協議を実施する。
	(2) 知立駅から公共交通機関への案内表示は、連続性・統一性を配慮し全体的に計画し設置を検討します。 ①「知立市サイン配置計画」策定の検討をします。		施設管理者が独自の様式で設置しています。	知立駅付近連続立体交差事業及び知立駅周辺土地区画整理事業の進捗状況を確認し、案内表示を計画する機会を検討します。	△		×	・引き続き関係機関との協議を実施する。
	(3) 知立駅等多くの人が集まる場所での防災情報提供に配慮します。 ①防災情報提供システムの導入を検討します。	安心安全課 福祉課	未実施	システムの導入に併せて、情報提供場所について検討します。	○	・防災行政無線の基地局を消防署から市役所に移転し、市内に25局設置された屋外子局から、緊急地震速報や避難勧告等の防災情報等を提供している。 ・老朽化した子局の更新を順次実施している。 ・同報無線が聞こえづらい地区の方や家庭用に、「防災ラジオ」の購入支援を行っている。 ・携帯電話事業者（docomo、softbank、au）と連携し、H24年度より緊急災害時にエリアメールを発信できるようになっている。	○ ・引き続き老朽化した子局の更新、防災ラジオ事業を行った。 ・一般市民（聴覚障がい者含む。）向けに平成28年度から防災情報等を伝える「知立市すくメール」の配信を開始した。 ・「第2次知立市地域福祉計画（平成28年度）」を策定し、ユニバーサルデザインに関する施策を掲げている。	・防災無線の更改など事業の継続と、国や先進団体の情報収集を行い、新たな防災対策が必要かどうかの研究を行う。 ・防災情報は、情報障壁がなくいつでもどこでもだれでも文字情報や音声情報により得ることが出来る環境が必要である。

施策の各論	施策内容	担当課	平成20年の状況	中間年（平成25年）までの目標	中間年（平成25年）の評価	最終年（平成30年）までの目標	最終年（平成30年）までの評価	今後の課題・展望等
3・2 表示の設置 わかりやすい案内	(4) 音声案内システムを適切な位置に設置します。 ①不特定多数の人が利用する施設を所有する事業者へ普及・促進を図ります。	建築課 都市計画課 総務課 長寿介護課 子ども課	市有建物には、2箇所（文化会館・図書館）に設置されています。	愛知県「人にやさしい街づくり条例」及び「同整備指針」に基づき、改修時に併せて、設置を指導します。	○ ・市役所庁舎ではH21年度に音声案内付きのエレベーターに改修した。 ・新設した学校給食センター（H21年度）、いきがいセンター（H22年度）、知立南保育園（H24年度）で、「愛知県人にやさしい街づくりの推進に関する条例」に基づき音声案内付きのエレベーターを設置した。	○ ・図書館・歴史民俗資料館、文化会館では、触知板が設置されており、人が通ると音が鳴るセンサーも付いている（文化会館の触知板が設置されている場所は、人の行き来が多いため、現在センサーを切っている。図書館・歴史民俗資料館は、受付とつながるインターホンが付いている）。今後も必要に応じて触知板等を設置していく。 ・音声案内付きのエレベーターの設置は、条例にのっとり今後も継続していく。	○ ・中間年の時点で実施済。それ以降は実施していない。	○ ・今後も新設・改修等ある際にはユニバーサルデザインに配慮し対応していく。 ・利用者の意見を踏まながら、要望に応じて設置を検討する。
3・3 行政情報のユニバーサルデザイン化	(1) 行政文書や広報について、わかりやすい表現方法、デザイン、レイアウトを配慮し、見やすい文字サイズや書体等を使用します。 ①弱視者等に配慮した行政文書や広報の作成に努めます。 ②行政文書や広報等へのSPコードの付加に努めます。	協働推進課 都市計画課 各課	未実施	①見やすい行政文書（書体・文字サイズ等）について研究し、作成に努めます。 ②行政文書へのSPコードの付加について研究し、付加に努めます。	○ ・知立市ホームページでは文字サイズの変更ができるようになっていく。 ・ユニバーサルデザインに関するパンフレットにSPコード（※）を付与している。 ・「広報ちりゅう」に英語・ポルトガル語表記のページを設けている。 ※パンフレット等の内容を視覚障がい者用活字文書読み上げ装置により確認できる用紙の罫にある四角いコード	○ ・現状では、知立市社会福祉協議会の事業として、ボランティアあおみの会が声の「広報ちりゅう」を作成し、希望者に配布している。 ・今後、知立市ホームページの改定に併せ、音声読み上げ機能を付加する等の対応が望まれる。	○ ・ユニバーサルデザインに関するパンフレットにSPコード（※）を付与している。 ・行政文書等において、わかりやすい表現、デザイン、レイアウトに配慮し、見やすい文字サイズ、フォント等を使用している。 ・臨時福祉給付金の案内文書に音声コードUni-Voice（*）を導入しスマートフォンに対応できるよう付与した。 *JAVIS（日本視覚障がい情報普及支援協会）が開発した漢字を含む文字データを「テキスト表示」と「音声読み上げ」で提供できるもの。スマートフォン・タブレット（iOS、Android）に対応 ・社会福祉協議会の事業として、ボランティアあおみの会が声の「広報ちりゅう」を作成し、希望者に配布している。 ・平成28年2月から知立市ホームページをリニューアルした際に、音声読み上げ機能や8か国語に対応した自動翻訳機能を付加している。	○ ・引き続き実施する。
	(2) ホームページや広報でユニバーサルデザインコーナーを設置し、ユニバーサルデザインの情報を幅広く提供します。 ①ホームページや広報においてユニバーサルデザインコーナーを設置します。	都市計画課	ホームページでユニバーサルデザイン基本計画を紹介、ユニバーサルデザインのまちづくりをテーマとしてユニバーサルデザイン啓発事業を紹介しています。	ページ数の増加を図るとともに、ユニバーサルデザインに関するコーナーの定期的な掲載を実施します。	○ ・ユニバーサルデザインに関する計画書やパンフレット、取り組み状況、ユニバーサルデザインマップ（公共施設編、公園編）をホームページに掲載している。	○ ・今後も掲載内容の充実を図っていく。	○ ・ユニバーサルデザインに関する計画書やパンフレット、取り組み状況、ユニバーサルデザインマップ（公共施設編、公園編）をホームページに掲載している。	○ ・引き続き実施する。